

平成 20 年 4 月 1 日

各 位

会 社 名 ケネディクス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川 島 敦
(コード番号 4321 東証1部)
問い合わせ先 取締役CFO 吉 川 泰 司
電 話 番 号 (03) 3519-2530

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 20 年 3 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 現行定款第2条（目的）につきましては、金融商品取引法の施行に伴い当社及び当社が株式を所有することにより事業活動の支配及び管理をする会社の事業目的に関連する事業を追加するものであります（変更案第2条）。
- ② 引き続き、優秀な人材の招聘を容易とするために、当社と社外取締役、社外監査役との間で、責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります（変更案第29条、第40条）。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 3 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 20 年 3 月 25 日

変更案の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1. 不動産取引及び利用並びに資産運用に関するコンサル タント業	1. (現行どおり)
2. 不動産の売買、賃貸、仲介及び鑑定	2. (現行どおり)
3. 不動産の管理	3. (現行どおり)
4. 有価証券の売買、保有、運用及び投資	4. (現行どおり)
5. 有価証券投資顧問業	5. (現行どおり)
6. 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及 び合併等に関する仲介、斡旋並びに投資業	6. (現行どおり)
7. 金融業	7. (現行どおり)
8. <u>信託受益権販売業</u>	8. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</u>
(新 設)	<u>9. 金融商品取引法に規定する投資助言・代理業</u>
<u>9. 建築の設計、施工、監理</u>	<u>10. (現行どおり)</u>
<u>10. 建設コンサルタント業</u>	<u>11. (現行どおり)</u>
<u>11. 下記の業務を目的とした会社の株式を所有するこ とによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u>	<u>12. (現行どおり)</u>
(1) 債権管理回収業に関する特別措置法に規定する債権 管理回収業	(1) (現行どおり)
(2) 同法及び関連法令に規定する特定金銭債権の管理又 は回収を行う業務であって、上記に該当しないもの	(2) (現行どおり)
(3) 上記(1)及び(2)の特定金銭債権の担保不動産及び隣 地の売買、交換若しくは賃貸又はその代理若しくは 媒介を行う業務	(3) (現行どおり)
(4) 債権の買取り業	(4) (現行どおり)
(5) 不動産等に関する投資顧問業	(5) (現行どおり)
(6) 資産の管理及び運用に関するコンサルタント業	(6) (現行どおり)
(7) 建築の設計、施工、監理	(7) (現行どおり)
(8) 不動産の有効利用に関する企画、調査、設計	(8) (現行どおり)
(9) 建設コンサルタント業	(9) (現行どおり)
(10) 経営コンサルタント業	(10) (現行どおり)
(新 設)	<u>(11) 金融商品取引法に規定する投資運用業</u>
<u>12. 前各号に付帯する一切の事業</u>	<u>13. (現行どおり)</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第39条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(社外監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p> <p>第41条～第46条 (現行どおり)</p>

以上